

# ドバイ及びUAE北部日本人会会則

1978. 3. 18制定  
1980. 1. 13改訂  
1980. 3. 28改訂  
1985. 3. 15改訂  
1987. 3. 06改訂  
1988. 3. 18改訂  
1989. 3. 17改訂  
1990. 3. 16改訂  
1992. 3. 04改訂  
1993. 3. 05改訂  
1994. 3. 04改訂  
1998. 3. 15改訂  
1999. 3. 22改訂  
2003. 3. 31改訂  
2005. 5. 03改訂  
2006. 3. 23改訂  
2009. 4. 06改訂  
2010. 3. 23改定  
2012. 3. 20改定  
2013. 3. 19改定  
2014. 3. 11改定  
2017. 3. 12改定

## 第1条 名称

本会は、ドバイ及びUAE北部日本人会と称する。

## 第2条 目的

本会は、助け合い精神に則り、会員相互の親睦を通じて、ドバイ及びUAE北部首長国在住日本人会員の安全且つ健全で豊かな暮らしの環境作りに貢献する。併せてUAE国に敬意を払い、日本、UAEの国際親善に寄与することを目的とする。

## 第3条 会員

本会は、主としてドバイ及びUAE北部首長国に在住する日本人成年男女及びその配偶者を以って構成する。日本人成年男女とは日本国籍保有者、日本国永住権保有者をいう。又、会長が入会を認めた者についてはこの限りではない。

会員の種類を次の通り定める。

- イ) 個人会員 ドバイ及びUAE北部首長国在住日本人成年男女及びその配偶者、又は会長が入会を認めた個人
- ロ) 法人会員 個人会員が所属する全ての日本法人の進出企業(合併、現地法人を含む)
- ハ) 名誉会員 役員会で承認された者

# ドバイ及びUAE北部日本人会会則

会員資格は、新規会員の希望者が本会則に基づき、第9条規定の会費を所定の申し込み用紙に添えて随時、会に納付することにより発行する。

## 第4条 総会

本会は毎年1回3月に総会を開催し役員を選出、会計報告、事業計画等を審議及び採択する。

総会は個人会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以って議決する。

また、個人会員の3分の1の要求がある時、或いは役員会の議決により、臨時総会を開催することができる。

## 第5条 役員会

本会の役員会は第6条に規定する役員により構成された会長が招集する。

役員会は総会の決定を執行すると共に会の運営に携わる。

## 第6条 本会の役員は下記の如く37名とする。

イ)会長：本会を代表し会を統括する。

ロ)副会長：会長を補佐し会長に支障ある場合はその任務を代行する。

ハ)部会長：正副会長を補佐すると共に各分科会担当として会活動を推進する。

各部部长1名、副部长2名を原則とする。

但し、教育部は副部长5名、総務会計部/文化部/体育部は副部长を3名とし、野球部/サッカー部/剣道部 副部长は役員としない。

(正副)但し、婦人会/日本語学習については、正副の別を設けず3名代表とする。

ニ)監査役：第10条に定める通り本会の会計を監査する。

## 第7条 部会

本会の部会は下記の通りとする。

イ)総務会計部会

ロ)情宣部会

ハ)日本語学習部会

ニ)婦人会

ホ)教育部会

ヘ)文化部会

ト)体育部会

チ)ゴルフ部会

リ)野球部会

ヌ)サッカー部会

ル)剣道部会

# ドバイ及びUAE北部日本人会会則

## 第8条 役員を選出・任期

本会はその総会における公選により、次期役員を選任する。  
これに係わる選挙管理委員会は候補を募るが、定員に満たない場合は推薦候補者を総会に提示する。  
選任された上記新役員は互選により正副会長及び各部正副部会長を決定する。  
役員任期は1年とするが再選は妨げない。  
役員が任期途中で離任を余儀なくされた場合、役員指名選出による後任者が任期を引き継ぐものとする。

## 第9条 会費

本会の会計年度初めにおいて、下記会員は下記会費を納めるものとする。  
イ)個人会員 年額 DHS. 200  
ロ)法人会員 年額 DHS. 2,000  
法人会員で1年間、個人会員で2年連続会費未納の場合は退会とする。  
会費未納による退会者の再入会は、退会時より3年間これを認めない。  
なお、本会は別途寄付を受けることが出来る。  
また、必要に応じ臨時会費を徴収することが出来る。

## 第10条 会費の運営

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月末日に終わるものとする。  
本会には、総会における選出に基づき2名の会計監査を置き、その任期を1年とする。  
本会には、総会における選出に基づき年度末に監査の上、総会において会計報告の承認を受けるものとする。

## 第11条 会則の改訂

本会の会則は総会出席者の過半数の賛意を得て改正できるものとする。